

第 5 章 災 害 応 急 対 策 計 画

第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における防災本部及び現地本部の活動体制について定めるものとする。

なお、令和元年5月31日から気象庁は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとした。

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、本章に定めるものの他、県災害対策本部と連携して対応するものとする。

第1 防災本部

- (1) 特別防災区域内において災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、次の配備基準に基づき事務局の体制を整備し、災害に関する連絡調整等を行うこととする。また、必要に応じ本部員の参集又は本部員の属する機関の職員の派遣について調整を行う。
- (2) 事務局員は防災対策部消防・保安課職員のほか状況に応じ本部長が必要と認めた知事部局、企業庁、本部員の属する機関並びに派遣要請を行った機関の職員をもって構成する。

【災害時等における防災本部の配備基準】

[事故災害]

配備区分	配備時期	配備内容
準備体制	事故による災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
警戒体制	事故により災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制
非常体制	事故により甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制

[自然災害]

配備区分	配備時期		配備内容
	地震	その他の自然災害	
準備体制	1 四日市市に震度4の地震があったとき 2 四日市市に津波注意報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」) 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 4 その他特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
警戒体制	1 四日市市に震度5弱の地震が発生したとき 2 四日市市に津波警報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 4 その他特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制 ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは一定期間注意
非常体制	1 四日市市に震度5強以上の地震が発生したとき 2 四日市市に大津波警報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4 その他特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制 ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは1週間警戒、その後1週間注意



防災本部事務局の体制

第2 現地本部

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域に係る被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

1 設置基準

(1) 事故災害

- ア 四日市市長が現地本部の設置を必要と認め、本部長にその設置を要請したとき
- イ その他本部長が必要と認めたとき

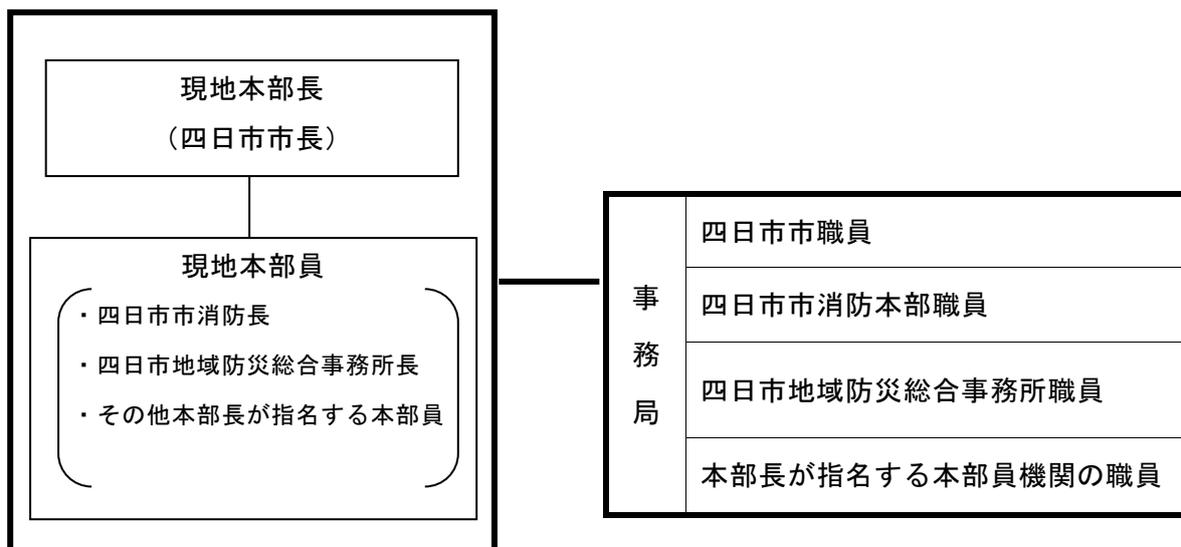
(2) 自然災害

- ア 四日市市に気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく大津波警報、津波警報が発表されたとき
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ウ 四日市市に震度5弱以上の地震があったとき
- エ その他本部長が必要と認めたとき

2 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

- (1) 現地本部長は当該災害発生地の市長とする。
- (2) 現地本部員は、四日市市消防長、四日市地域防災総合事務所長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部事務局は、次の図に示すように四日市市及び四日市市消防本部の職員のほか、現地本部員の属する機関の職員をもって構成する。



現地本部組織及び事務局

3 設置場所

現地本部の設置場所は当該災害発生地の市の庁舎、又は消防本部とする。

ただし、災害の規模、態様に応じた防災活動の円滑な実施を図るため、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置することができる。

4 現地本部の廃止

現地本部長の意見を聞き、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときとする。

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における特定事業所からの通報及び防災関係機関が行う情報の収集及び伝達について定めるものとする。

第1 通報体制

特定事業所及び防災関係機関は、特別防災区域に係る異常現象発生時及び地震発生時（気象庁発表震度で、特別防災区域の存在する市に震度4以上の地震が発生した場合、又は地震に起因し特定事業所において施設の運転停止等の措置を講じた場合）には、次により通報を行う。

1 異常現象の範囲

(1) 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆発

化学的变化又は物理的变化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のもを除く

ア 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

イ 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修剤等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの

(4) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれのなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液状化等であつて、上記（1）から（4）に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

2 通報基準

(1) 異常現象発生時

ア 特定事業所

特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者（以下「防災管理者」という。）は、当該事業所において、異常現象の発生の通報を受け、又は自ら発見した時は、直ちに当該消防本部へ通報する。

通報内容については、発生時刻、発生場所、死傷者の有無、異常現象の内容及び応急措置等とし、第1報の時点において、明らかでない事項については、判明しだい逐次通報する。

イ 消防本部

特定事業所から通報を受けた場合は、直ちに電話又は別記様式1「第2号様式（特定の事故）」により防災本部に通報するとともに、必要に応じて警察本部（所轄警察署）及び海上保安部その他の防災関係機関（以下「第1次通報機関」という。）に通報する。

なお、消防機関への通報が殺到するような事態が発生した場合には、直ちにその状況を消防庁及び防災本部に報告するものとする。

(2) 地震発生時

ア 特定事業所

防災管理者は、地震発生後、直ちに防災規程等に定めるところにより事業所内の点検を実施し、その結果を直ちに当該消防本部へ通報する。

イ 消防本部

各特定事業所からの点検結果をとりまとめ、別記様式2「地震影響報告」により遅滞なく防災本部へ報告する。

3 通報系統

異常現象発生時等における通報は次の通報系統図により行う。消防本部から通報を受けた第1次通報機関は、それぞれ必要に応じその他の防災関係機関（以下「第2次通報機関」という。）に通報する。

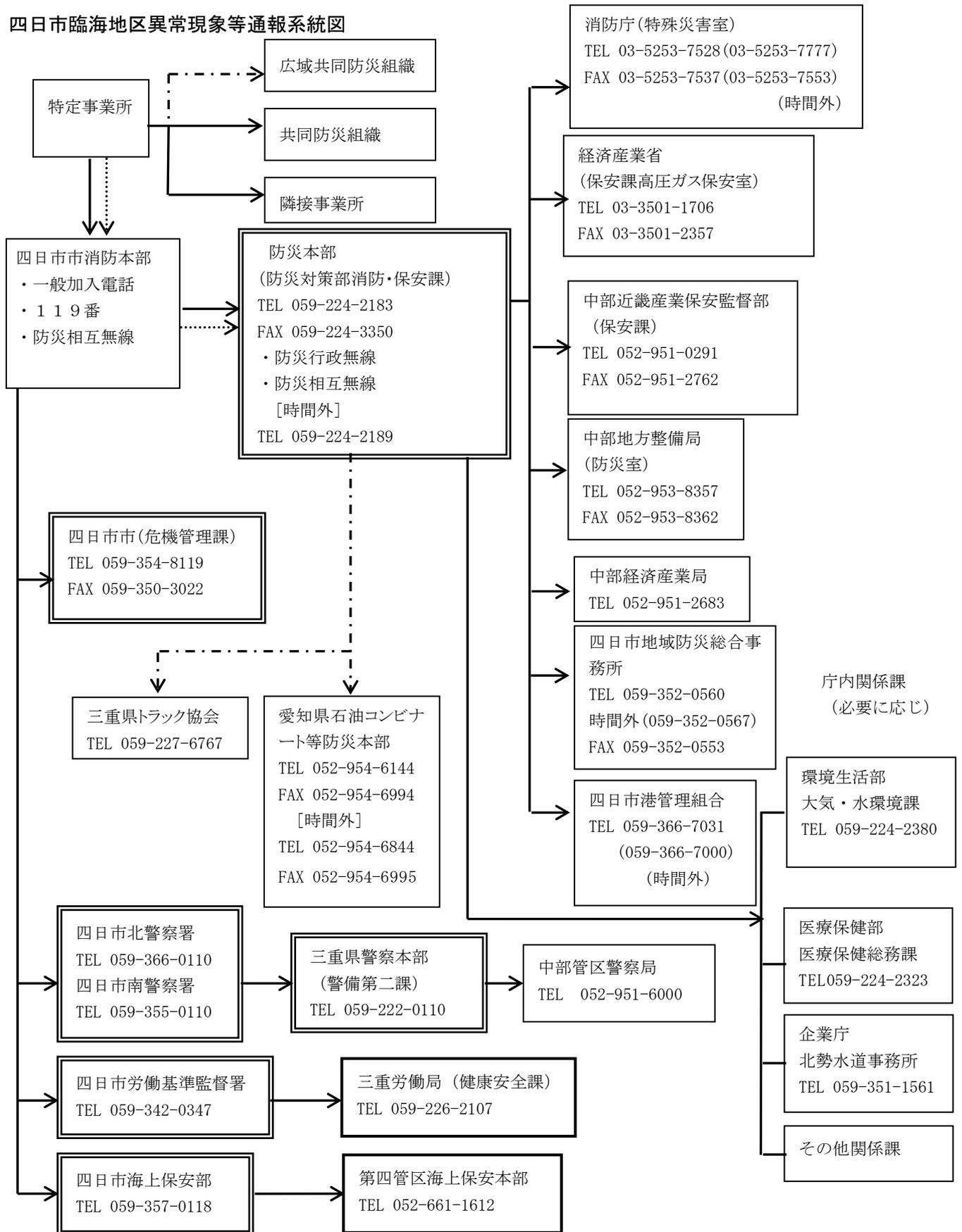
なお、通信の方法は、災害の状況に応じ、有線（一般加入電話、専用電話、119番等）、防災行政無線、又は防災相互無線等を利用し、最も迅速かつ的確な方法で行うものとする。

4 防災関係機関等の連絡窓口

防災関係機関等の連絡窓口は、次の通報系統図に示すほか、資料編の防災関係機関一覧表及び事業所別防災担当部課一覧表によるものとする。

なお、防災関係機関等は、連絡窓口に係る事項等に変更が生じたときは、速やかに防災本部に報告するものとする。

四日市臨海地区異常現象等通報系統図



【凡例】 第一次通報機関 第二次通報機関

—— 異常現象発生時

..... 地震発生時

- - - - - 大容量放射システム使用時

第2 災害情報の収集及び伝達

特定事業所及び防災関係機関は、災害発生当初における情報収集体制の整備を図るとともに、有効な応急対策を実施するため、状況の変化に応じた必要な情報の収集及び伝達を行うものとする。

1 情報の収集及び伝達

(1) 災害当初における被害情報の収集

防災本部は、早期に被害の概況を把握するため、必要に応じヘリコプター（三重県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター）により情報収集を行う。

県が保有するヘリコプターによる活動が行えない場合、又は活動体制が不足する場合は、緊急消防援助隊等に対し応援を要請する。なお、ヘリコプターの応援要請及び活動拠点の確保等については、県地域防災計画を準用する。

(2) 防災本部への報告

特定事業所及び防災関係機関は、発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要について、防災関係機関は直接、特定事業所にあつては、消防本部を通じて別記様式第1「第2号様式（特定の事故）」により逐次防災本部へ報告する。

なお、現地本部が設置された場合、当該報告は現地本部に報告するものとし、現地本部は受理した後速やかに防災本部へ報告するものとする。

(3) 現地連絡室

特定事業所は、発生した災害の状況に応じ、災害の状況等に関する防災関係機関への円滑な情報提供及び災害への対応に関する防災関係機関との協議等を行うため、事業所内に防災関係機関が参集するための現地連絡室を設置するとともに、情報提供責任者を置く。また、現地連絡室を設置した場合は本部長に報告する。

本部長又は市長は、必要と認める場合は、特定事業所に対し現地連絡室の設置を求めることができる。

防災関係機関は必要に応じ現地連絡室へ職員を派遣するとともに、特定事業所における災害の状況等に関する情報等は現地連絡室を通じて収集を行う。

(4) 通信手段の確保

災害時における通信は、有線電話、防災行政無線等災害の状況に応じた最も迅速かつ的確な方法で行うものとするが、防災関係機関等が保有する通信施設が損壊するなどして使用できない場合は、他の防災関係機関等の通信施設を利用するなどして通信の確保を図るものとする。

2 報告書の提出

- (1) 特定事業所は、消防組織法第40条の規定に基づく火災災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）第2 即報基準 1 火災等即報 (2)個別基準イ 石油コンビナート等特別防災区域の事故及び(3)社会的影響基準に該当する事故の応急措置が完了したのち10日以内に別記様式3「コンビナート事故報告」により第1報を、原因等の確定後速やかに別記様式3「コンビナート事故報告」により最終報をそれぞれ消防本部へ提出すること。
- (2) 消防本部は、特定事業所から前号の報告を受けたのち、遅滞なく別記様式3「コンビナート事故報告」により防災本部へ報告する。

第3 地震・津波情報等の伝達

防災本部は、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報等を特定事業者及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図る。

なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

- (1) 大津波警報・津波警報・注意報・予報（津波予報区「伊勢・三河湾」）
- (2) 地震及び津波に関する情報
 - ア 地震情報（四日市市に震度4以上の地震が発生したとき）
 - イ 津波情報
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - エ 南海トラフ地震関連解説情報

2 連絡を行う情報等の伝達経路及び方法

防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。



連絡を行う情報等の伝達経路及び方法

別記様式1 (第2号様式(特定の事故))

- 事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	三 重 県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所		特別防災区域	レイト第1種、第1種、 第2種、その他		
事業所名		発見日時	月 日 時 分		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況	m/s、℃、%		
物質の区別	1.危険物 2.指定可燃物 3.高压ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()		物質名	(第 類第 石)	
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高压ガス施設 4.その他 ()				
発災箇所		発災原因			
施設の概要		危険物施設 の区分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消防防災活動 及び救急・援助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台		
		消 防 団	台		
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等 の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

<別記様式1（第2号様式（特定の事故）報告要領）>

(1) 事故種別

「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「〇〇(株)〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石災法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は、事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法で定める危険物である場合には、危険物の種類及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造施設」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急援助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。

別記様式 3

コンビナート事故報告

年 月 日

三重県石油コンビナート等防災本部

本部長 三 重 県 知 事 様

届出者 事業所名
事業所所在地
代表者名

1 事 故 の 種 類	
2 事 故 発 生 日 及 び 鎮 火 ・ 処 理 終 了 時 刻	発 生 月 日 (曜 日) 時 分 鎮 火 等 月 日 (曜 日) 時 分
3 事 故 発 生 場 所 及 び 施 設 の 概 要	施設地区 装置 その他 別添No.
4 事 故 発 生 時 の 気 象 状 況	気温 °C・湿度 %・風向 風速 m/s・天気
5 製 造 ・ 貯 蔵 所 等 の 区 分 及 び 取 扱 い 品 目	
6 事 故 の 状 況	別添No.
7 事 故 発 生 原 因	別添No.
8 措 置 状 況	別添No.
9 防 災 活 動 状 況	別添No.
10 被 害 状 況	死亡者 名 流出等の量 負傷者 名
11 通 報 時 刻 及 び 通 報 先 (方 法)	消防本部 月 日 時 分 電 話 () 他 ホットライン
12 保 安 管 理 組 織	別添No.
13 許 認 可 関 係	別添No.
14 そ の 他 参 考 事 項	別添No.
15 報 告 書 作 成 者	氏名 TEL (内)

コンビナート事故報告記載要領

事故の種類	爆発、火災、可燃性ガスの流出、毒性ガスの流出、危険物の流出、危険物の漏洩、破裂、毒劇物の流出、その他のうちから該当するものを記入する。
届 出 者	事業所名はコンビナート事故発生事業所名を記載。
事故発生日時	時刻は24時間呼称による。
鎮火・処理時刻	火災等の鎮圧、流出、漏洩等の処理終了又は災害のおそれのなくなった時刻を記入すること。
事故発生場所及び施設の概要	施設区分は、石油コンビナート等災害防止法の区分及び事故発生装置名とする。 施設の概要は、別添で施設の生産能力機能、稼働方法、施設の配置、発生設備の構造、材質、安全装置等の概要、温度、圧力、事故に係る物質の性状等
製造、貯蔵所等の区分及び取扱い品目	事故発生施設の高圧ガス、危険物等の許可区分及び設備内に保有されていた物質の名称等危険物の分類
事故の状況	発生前の状況、発生までの経過、発生時の状況等、いつ、誰が、どこで、どのような作業をしていたとき、どのようになって事故になったかを記入し、併せて被害の範囲も付記すること。
事故発生原因	直接的、間接的発生原因、被害拡大原因等できるだけ詳細に記入すること。
措 置 状 況	応急の措置、応急対策及び恒久対策を検討し記すこと。
防災活動状況 被 害 状 況	使用した防災資機材、消防車等、自衛・共同防災及び公設消防に分けて活動状況を記すこと。 人的被害（死者、重傷者（1ヶ月以上）、軽傷者の別及び氏名、年令、職名、被災部位等） 物的被害、被害状況及び被害面積、直接被害額等
保安管理組織(※)	予防規程等に定められた組織等及び責任者、取扱者等、役職氏名、免状の種類番号等
許 認 可 関 係(※)	事故に係る施設の高圧、危険物、労安関係の許可、完成検査年月日、保安検査、定期自主検査等年月日
その他参考資料(※)	工場配置図、プラント機器プロット図、フローシート、事故発生箇所詳細図（アイソメ的）、新聞記事、写真記事、写真等

(※)・・・必要に応じ添付を求める

注) 第1報に係る報告内容については、上記のうち確定している内容のみとする。

第3節 事故災害応急対策計画

特別防災区域において事故に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

なお、事故に伴いより広域的で甚大な災害が発生した場合は、県災害対策本部と一体となった運用を図る。

第1 陸上施設等火災・爆発応急対策計画

特定事業所に係る火災・爆発による災害の発生及び拡大を防止するための応急対策について以下のとおり定める。

1 実施機関

- (1) 防御活動は、消防本部、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織（大容量泡放射システムを用いて防御活動を行う場合）が一体となって行う。
- (2) 火災・爆発の規模により更に消防力を必要とする場合は、当該市長は、三重県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の応援を求める。

2 防御活動の分担

災害に伴う火災の防御活動は、消防長が指揮統制を行う。

(1) 消防本部

消防本部は、災害に伴う火災、救急、救助の防御活動を行う。

(2) 消防団

消防団は、警防計画の定めるところにより出動し、特別防災区域内の災害が周辺住民に被害を及ぼすおそれがあるときは、主として消防警戒区域の設定、民家等への延焼防止及び住民の人命救助活動にあたる。

(3) 自衛防災組織

ア 災害が発生した特定事業所（以下「発災事業所」という。）の自衛防災組織は、直ちに防御活動を実施するとともに、応援隊の受入体制を整備する。

イ 他の特定事業者の自衛防災組織は、出動に備え準備体制をとる。

(4) 共同防災組織

共同防災組織は、共同防災規程に基づき直ちに災害現場に出動し、自衛防災組織と協力して防御活動を行う。

(5) 広域共同防災組織

大容量泡放射システムを使用する防御活動を行う必要がある場合、広域共同防災組織は、広域共同防災規程に基づき災害現場に出動し、自衛防災組織及び共同防災組織と協力して防御活動を行う。

3 防御活動の基本

- (1) 消防長は、火災発生を覚知した時は出動計画に基づき消防隊を出動させる。
- (2) 出動する消防隊は、化学消火剤等の必要な機材を携行し、消火活動を実施する。
- (3) 火災の拡大や二次爆発の可能性により周辺住民に危険が及ぶおそれがある場合は、この計画に定める避難誘導計画に基づき、直ちに所要の措置を講じる。また、火災の場合には、周辺民家への延焼を防止するための消火活動を優先して行う。
- (4) 高圧ガス等の可燃性ガスの火災の場合における消火活動は、ガスの流出閉止作業が困難な時は、ガスの拡散を防止するため、直接消火を避け周囲の危険を排除しながら燃焼させる。特に可燃性の毒性物質の場合は、直接消火は避ける。すなわち、発災施設や取り扱い物質の特性等を考慮した適切な方法により防御活動を行う。
- (5) 消防隊の進入路、配置部署、消火時期及び消火方法等について、現場指揮者は発災事業所の防災管理者又は自衛防災組織の消防隊長と十分協議のうえ決定する。

4 発災事業所の措置

- (1) 防災関係機関への通報、連絡要員の配置及び現地連絡室の設置
- (2) 装置の運転停止
- (3) 自衛防災組織による防御活動の実施及び共同防災組織への通報
- (4) 公設消防機関等の受け入れ体制の整備
- (5) 周辺住民への広報活動
- (6) 緊急事態に対する体制の整備
- (7) 周辺事業所への通報及び協力要請
- (8) その他災害の規模に応じた必要な措置

5 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 防災関係機関への協力要請
 - イ 知事に対する応援要請
 - ウ 防災資機材の調達搬入
 - エ 周辺住民に対する広報活動
 - オ 警戒区域の設定
 - カ 警戒区域内の住民に対する避難の勧告、指示及び誘導
 - キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(2) 消防本部

- ア 防衛活動
- イ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ウ 消防団、自衛防災組織及び共同防災組織に対する指示
- エ その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 県警察

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ 緊急通行車両の通行の確保
- カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして
応急対策を実施する。

第2 可燃性ガス・毒性物質の漏洩応急対策計画

特別防災区域から区域外へ可燃性ガス・毒性物質が漏洩した場合において、周辺地域住民の安全確保を図るための応急措置について以下に定める。

1 実施機関

- (1) 防衛活動は、自衛防災組織、共同防災組織、消防本部及び海上保安部が一体となって実施する。
- (2) 警戒区域の設定は、自衛防災組織、当該市、海上保安部及び県が協力して実施する。

2 防衛活動及び警戒区域の設定の分担

- (1) 防衛活動は、原則として自衛防災組織及び共同防災組織が行う。
- (2) 発災事業所以外で同様な施設を有する特定事業所は、応援要請により防衛活動を行う。
- (3) 消防本部は、空気呼吸器等必要な装備を装着した者が防衛活動を行う。
- (4) 海上からの防衛活動は、海上保安部の空気呼吸器等必要な装備を装着した者が行う。
- (5) 警戒区域の設定は、他の特定事業所の自衛防災組織及び防災関係機関がその機能に応じ
周辺地域の濃度測定等の必要な措置を講じ、市長が実施する。
- (6) 海上の警戒区域の設定は、海上保安部が行う。

3 防御活動等の基本

- (1) 通報を受けた当該市長は、可燃性ガス・毒性物質の性状及び風向等を勘案し、速やかに警戒区域を設定する。
- (2) 当該市は、警戒区域を設定した場合は、速やかに警察等防災関係機関に連絡し、協力を求める。
- (3) 設定した警戒区域は、ガス検知器により状況を把握し、必要に応じ警戒区域を変更する。
- (4) 発災事業所の自衛防災組織は、速やかに閉止作業を実施する。
- (5) 可燃性ガスの場合は、火気使用の中止を徹底する。
- (6) 水利部署は、風上、風横のものを使用する。
- (7) 警戒区域内への進入は、必ず空気呼吸器等の保護具を装着させ噴霧筒先を重点的に配備し、援護注水を行う。
- (8) 警戒区域内での噴霧筒先は固定し、隊員は、安全な場所へ退避させる。
- (9) 中和反応による発熱については特に注意し、周囲の危険物等の除去を行う。
- (10) 閉止作業は、援護噴霧注水のもとに、風上より実施する。

4 発災事業所の措置

- (1) 防災関係機関への通報、連絡要員の配置及び現地連絡室の設置
- (2) 閉止作業及び残ガスや漏洩物の緊急移送等の防御活動
- (3) 周辺住民への広報活動
- (4) 共同防災組織、周辺事業所、他の特定事業所への通報及び協力要請
- (5) 防御活動に対する助言
- (6) 緊急事態に対する体制の整備
- (7) その他災害の規模に応じた措置

5 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 警戒区域の設定
 - イ 防災関係機関への協力要請
 - ウ 周辺住民に対する広報活動
 - エ 警戒区域内の住民に対する避難の勧告、指示及び誘導
- (2) 消防本部
 - ア 防御活動
 - イ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
 - ウ その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 県警察

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ 緊急通行車両の通行の確保
- カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 海上保安部

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 海上からの放水攪拌等による拡散防止措置及び被災者の救助
- エ 現場付近海域における火気使用禁止措置
- オ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び航行規制の措置
- カ 現場付近海域の船舶の移動
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

第3 石油等流出防御応急対策計画

陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について以下に定める。

なお、危険物タンク等の陸上施設からの流出油については、防油堤により堤内に留まると予想されるが、堤外へ流出した場合の対策も考慮する。

1 実施機関

陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油防御等の活動は、自衛防災組織、共同防災組織、海上保安部、港湾管理者、県及び市がそれぞれ協力して行う。

なお、海上流出油に対応するため必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

2 防御活動の分担

(1) 陸上における防御活動の分担

- ア 流出油の拡大防止及び回収作業等は自衛防災組織が行う。
- イ 流出油が更に拡大するおそれがある場合、又は拡大した場合は他の特定事業所の応援を求めて防御活動を行う。
- ウ 火災警戒区域の設定及び火災警戒は、自衛防災組織及び共同防災組織と連携し消防長が行う。
- エ 消防長は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡する。
- オ 海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(2) 海上における防除活動の分担

- ア 流出油が海上に及んだ場合及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油の防除作業は、自衛防災組織、共同防災組織及び船舶所有者(タンカー等からの流出の場合に限る。)が行う。
なお、海上保安部長は、必要に応じ上記の者に対し指示を行う。
- イ 海上での火気使用禁止、警戒区域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置は海上保安部長が行う。
- ウ 流出油が海上に及んだ場合の陸上での火災警戒区域の設定及び火災警戒は、消防長の指揮により自衛防災組織及び消防本部が行う。
- エ タンカー等から油が流出した場合の船長又は船舶所有者に対する防除措置等の指示、命令は、海上保安部長が行う。

3 発災事業所の措置

- (1) 防災関係機関への通報、連絡要員の配置及び現地連絡室の設置
- (2) 流出源の閉止及び拡大防止措置
- (3) タンカーの船長がとるべき措置の指示
- (4) 火気使用禁止措置
- (5) 事業所内での警戒区域の設定
- (6) 住民に対する広報活動
- (7) 流出油の回収措置
- (8) 共同防災組織、周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- (9) 防除資機材の緊急配備及び防除要員の派遣措置
- (10) 緊急事態に対する体制の整備
- (11) その他災害の規模に応じた措置

4 防災関係機関の措置

(1) 市

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域の設定
- ウ 住民に対する広報
- エ 避難の勧告、指示及び誘導
- オ 防災資機材の調達搬入
- カ 他市町長に対する応援要請
- キ 知事に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ク その他災害の規模に応じた措置

(2) 消防本部

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 火災警戒区域での火気使用禁止措置
- ウ 流出油拡大防止措置の指示
- エ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- オ 海上保安部との連絡調整
- カ その他災害の規模に応じた措置

(3) 海上保安部

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 船舶の航泊禁止区域の設定及び航行制限
- エ 現場付近海域における火気使用禁止措置
- オ 油等の拡散防止措置及び吸着材等による回収
- カ 原因者がとるべき措置の指示
- キ 現場海域の船舶の移動
- ク 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ケ 協議会に対する協力要請
- コ その他災害の規模に応じた措置

(4) 県警察

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ 緊急通行車両の通行の確保

カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動

キ その他災害の規模に応じた措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

第4 接岸・接標中のタンカー等の火災応急対策計画

タンカー等の火災の防御及び拡大を防止するための応急対策について以下に定める。

1 実施機関

(1) 防御活動は、消防本部、海上保安部、自衛防災組織及び共同防災組織が一体となつて行う。

(2) 火災の規模により更に消防力を必要とする場合、特別防災区域内の特定事業者は、協定に基づきその保有する消防隊を出動させて応援するとともに、市長は必要に応じ知事に対し応援を要請する。

2 防御活動の分担

(1) タンカー等の消火活動は、「海上保安機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施する。

なお、自衛防災組織及び共同防災組織の行う防御活動に対する指示は、陸上にあつては消防長、海上にあつては海上保安部長が行う。

(2) 消防長及び海上保安部長は、それぞれ相互に連絡を密にし、消防力を適正配置して防御活動を行う。

(3) その他の応援隊の分担については、陸上施設の火災応急対策に準じて行う。

3 消火活動の基本

(1) 陸上からの消火活動の基本は、陸上施設の消火活動の基本に準じて行う。

(2) 海上からの消火活動の基本は、次のとおりとする。

ア 海上保安部長は、巡視船艇を現場に出動させ自衛防災組織及び共同防災組織に対し必要な指示をするとともに、消火活動を実施する。

イ 海上保安部長は、必要に応じ周辺海域の船舶に対し、避難勧告及び航行の制限並びに禁止を行う。

(3) 自衛防災組織及び共同防災組織は、残油の抜き取りが可能な時は、消防長又は海上保安部長の指示により油の抜き取り作業を実施する。

4 発災事業所の措置

- (1) 防災関係機関への通報、連絡要員の配置及び現地連絡室の設置
- (2) 必要に応じ関連施設の運転停止
- (3) 近接導配管等の管理者に対する通報と周辺事業所への通報及び協力要請
- (4) 船長及び乗組員に対する応急対策の指示
- (5) 自衛防災組織による防御活動の実施及び共同防災組織への通報
- (6) 公設消防機関等の受け入れ体制の整備
- (7) 周辺住民への広報活動
- (8) 緊急事態に対する体制の整備
- (9) その他火災の規模等に応じた措置

5 防災関係機関の措置

(1) 市

- ア 防災関係機関への協力要請
- イ 知事に対する応援要請
- ウ 防災資機材の調達搬入
- エ 警戒区域の設定
- オ 周辺住民に対する広報活動
- カ 警戒区域内の住民に対する避難の勧告、指示及び誘導
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(2) 消防本部

- ア 防御活動
- イ 海上保安部等との連絡調整
- ウ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- エ 自衛防災組織及び共同防災組織に対する指示
- オ 原因者がとるべき措置の指示
- カ その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 海上保安部

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 海上からの消火活動
- エ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び航行規制の措置
- オ 現場付近海域における火気使用禁止措置
- カ 原因者がとるべき措置の指示

- キ 現場海域の船舶の移動
- ク その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 県警察

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ 緊急通行車両の通行の確保
- カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- キ その他災害の規模に応じた措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

第4節 自然災害応急対策計画

特別防災区域に係る南海トラフ地震等の地震、津波又はその他の異常な自然現象により二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

なお、地震、津波等の自然災害により広域的で甚大な災害が発生した場合は、県災害対策本部と一体となった運用を図る。

第1 地震・津波災害応急対策計画

1 地震・津波災害に対する措置

(1) 特定事業者の措置

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表され、県内で後発地震に備える必要がある場合には以下の措置を講ずる。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

a 日頃からの地震への備えの再確認及び施設等の点検

第4章第2節に定める災害予防策等の突発地震に備えた対策を再度確認するとともに、地震時に被害が発生するおそれのある施設や防災設備等の点検を実施する。

b 地震に備えて普段以上に警戒する措置

aに加えて、防災対応要員を確保するとともに、後発地震の発生に備えて一定期間継続的に警戒する。

c 確実な情報伝達

防災対応要員の参集や従業員の避難を実施するため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、各従業員に対して確実に伝達する。

d 従業員等の安全確保

地震発生後の避難では明らかに生命に危険が及ぶと判断される場合には事前の避難等、必要な措置をとる。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

(ア)の対応を参考に、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて必要な防災対応をとる。

イ あらかじめ定めた地震発生時及び津波警報等発表時における危険物施設等の運転停止その他の緊急措置に係る規程類に従い、必要な措置を講ずる。

(ア) 地震発生時の措置

地震が発生した場合は、その観測された地震動に応じ、あらかじめ定めた規程類に従い施設の運転停止の措置を講ずるとともに、事業所内の施設及び導管等の点検を実施し、点検結果について消防本部へ通報する。

事業所内において、危険物等の漏洩及び火災の発生等の異常現象が確認された場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに消防本部への通報を行い、異常現象の態様に応じ共同防災組織又は広域共同防災組織への応援要請を行う。

(イ) 津波警報等発令時の措置

津波警報等が発令された場合は、あらかじめ定めた規程類に従い施設の運転停止等の必要な措置を講ずるとともに、従業員及び協力会社従業員等の避難及び誘導を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

地震発生時、津波警報等発表時及び南海トラフ地震臨時情報発表時には、あらかじめ個々で定めた防災体制による他、第1節の防災本部等の配備体制と連携する。

ア 消防本部

災害の状況により、速やかに応急対策が講じられるよう体制を整備する。

イ 海上保安部

(ア) 関係情報の収集

(イ) 船舶及び関係機関に対し、警戒宣言その他地震等に関する情報の周知

(ウ) 船舶に対する航行規制の措置

(エ) 水路調査、航路障害物の除去等海上交通安全の確保を図る為の措置

ウ 四日市港管理組合

津波災害を防ぐため、防潮扉、樋門の閉鎖等応急対策が講じられるよう体制を整備する。

エ その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、情報の収集及び被害状況の把握に努め、準備体制をとる等必要な措置を講じる。

2 地震・津波災害により二次災害が発生した場合の措置

地震・津波災害により二次災害が発生した場合は、その災害の態様により本章の各節を準用する。

第2 その他の自然現象による災害応急対策計画

第1 地震・津波災害応急対策計画を準用する。

第5節 救出応急対策計画

災害現場における人命救出活動が、的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

1 実施機関

特定事業者、消防本部、県警察及び海上保安部がそれぞれ協力して行う。

2 救出活動の分担

- (1) 災害発生直後の事業所内の人命救出活動は、特定事業者が行う。
- (2) 災害現場における人命救出活動は、消防本部を中心に迅速かつ優先的に実施する。
なお、陸上においては消防本部及び県警察、海上においては海上保安部が行う。

3 発災事業所の措置

- (1) 救出活動
- (2) 救出機材及び救出活動に必要な要員の確保
- (3) 救出路の啓開

4 消防本部、県警察及び海上保安部の措置

- (1) 救出活動及び負傷者の搬送
- (2) 医療機関との連絡調整
- (3) その他災害の状況に応じた措置

5 防災関係機関の措置

- (1) 市は、当該市の救助力のみでは救出活動に支障が生じると判断した場合は、県に対し自衛隊等の応援を求める。
- (2) 県は、被害状況及び救出活動の状況を把握し、被災市への救出活動の応援を必要と認めた場合、又は、市から救出活動の応援要請があった場合は、他の市町、自衛隊等に対し応援を要請する。

第6節 救急医療対策計画

救急医療の実施については、第5節救出応急対策計画と相まって本節で定めるところにより実施するものとする。

1 実施機関

- (1) 特定事業者は、速やかに救急医療搬送活動を行う。
- (2) 災害現場における救急医療活動は、市長の要請により、保健所、公立病院、日本赤十字社三重県支部及び医師会の協力に基づき行う。
- (3) 救急搬送は、消防本部及び市長の要請により、県、日本赤十字社三重県支部及び自衛隊が協力して行う。

2 救急医療活動の分担

- (1) 負傷者等の応急手当及び救急搬送は、市及び医療機関並びに特定事業者が相互に協力して行う。
- (2) 負傷者等の収容施設の手配準備等については、市において行う。
- (3) 当該市地域内の医療機関で措置できない負傷者等があり、陸上搬送が困難な場合又は速やかに専門医療機関へ搬送する必要がある場合は、県の防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプター及び救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）により空輸する。

3 発災事業所の措置

- (1) 救急医療活動
- (2) 救急医療が必要な場合の市長に対する連絡
- (3) 医療機関に対する協力

4 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 市所管の医療機関による医療班の編成
 - イ 現地救護所の設置
 - ウ 当該市地域内の医療機関に対する出動要請
 - エ 負傷者等の収容施設の手配
 - オ 日本赤十字社三重県支部及び医師会に対する応援要請
 - カ 知事に対する自衛隊の派遣要請の要求
 - キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(2) 消防本部

- ア 負傷者の搬送
- イ その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 医療機関

- ア 市長の要請に基づく医療班の現地出動
- イ 負傷者の応急手当及び搬送
- ウ 負傷者等の収容施設への受け入れ
- エ その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 県

- ア DMA T、医療救護班の派遣
- イ 災害拠点病院、日本赤十字社三重県支部及び医師会に対する応援要請
- ウ 自衛隊の災害派遣要請
- エ 災害拠点病院等への収容
- オ その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして
応急対策を実施する。

第7節 防災資機材調達・輸送計画

災害が発生し、応急対策に要する防災資機材等の不足をきたした場合、又はそのおそれがある場合、防災関係機関等は迅速に資機材等の調達及び輸送を行い、応急対策の万全を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 災害時における資機材等の調達輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が自ら又は協定等に基づき行う。
- (2) 災害応急対策実施機関において資機材等の調達及び輸送が困難なときは、他の防災関係機関等の応援を求めて実施する。

2 調達手続

資機材を調達する場合は、調達先に対し次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 必要とする資機材等の数量
- (3) 輸送方法及び区間
- (4) その他必要な事項

3 輸送力の確保

(1) 輸送方法

次の方法のうち、資機材等の種類及び災害状況等を総合的に判断して最も適切な方法による。

- ア トラック等による輸送
- イ 船舶による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 人夫等による輸送

(2) 車両の確保

実施機関が所有するトラック等の車両による輸送の確保ができないときは、次の車両について、借り上げ等の措置を講じる。

- ア 公共機関及び公共団体の車両
- イ 運送業者等所有の車両
- ウ 中部運輸局三重運輸支局に対する陸上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- エ その他の自家用車両

(3) 船舶の確保

実施機関は、海上輸送が必要なときは、必要に応じ次の措置を講じる。

- ア 海上保安部所属船艇の出動要請

- イ 中部運輸局に対する海上輸送措置のあつせん又は調整の要請
 - ウ 公共機関及び公共的団体が所有する船舶による輸送の協力要請
- (4) 自衛隊災害派遣による輸送力の確保
- 第12節自衛隊災害派遣要請計画の定めに基づき実施する。

第8節 避難誘導計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民の生命及び身体を保護するため、必要な避難誘導措置が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

1 実施機関

- (1) 避難勧告、指示及び誘導は、市長、警察官及び海上保安官が行う。
- (2) 従業員に対する避難の指示は特定事業者が行う。

2 避難の勧告及び指示の分担

- (1) 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、速やかに住民に対し避難の勧告又は指示を行い誘導する。
- (2) 警察官は、市長から要請があった場合若しくは当該市長が勧告又は指示のいとまがないときは、住民その他の関係者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
- (3) 海上保安官は、海上において人命保護のため必要があるとき又は市長から要請があったとき若しくは当該市長が避難の勧告又は指示のいとまがないときは、船舶乗組員及び住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。
- (4) 特定事業者は、従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、防衛活動等必要要員を除き自主的に避難を指示する。

3 避難誘導の基本

- (1) 避難の勧告及び指示の基本は次のとおりとする。

ア 事前避難

災害の拡大が予想され、事前に避難させる必要があると認めるとき。(地震が発生した場合、その発生形態によっては、津波による災害も予想されるので、迅速かつ的確な行動が必要。)

イ 緊急避難

特別防災区域に係る災害が発生し、周辺住民に災害が及ぶおそれがあり、緊急に住民を安全な場所へ避難させる必要があると認めるとき。

ウ 収容避難

災害の拡大状況等からみて長時間にわたる避難が必要と認めた場合は、収容施設を開設する。

- (2) 避難の勧告及び指示内容

ア 要避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難理由

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項

(3) 避難誘導

ア 市長は、県警察等の応援を求め避難誘導する。

イ 避難経路には原則として、警察官又は市の職員を配置し、避難場所までの誘導を確実に行う。

ウ 緊急に多数の住民を避難させる必要が生じた場合、市長は、防災関係機関及び特定事業者に協力を要請し、要請を受けた防災関係機関及び特定事業者は、避難場所への誘導、搬送について協力する。

エ 避難場所への避難は、原則として徒歩とし、避難行動要支援者については車両による避難を考慮する。

(4) 避難場所及び経路

ア 避難場所は市が計画する指定避難所とし、災害の状況に応じて市が選定する。

また、避難経路については、市長があらかじめ県警察等と協議して定めておく。

イ 可燃性ガス及び毒性物質の漏洩等の場合は、災害状況の態様、風速、風向等の気象条件を考慮し、危険区域に入る避難場所及びそのおそれがある避難場所への避難は絶対に避ける。

4 避難誘導後の措置

(1) 警察官又は海上保安官は、自らの判断で避難を指示した場合、又は市長からの要請により実施した場合は、直ちにその結果を市長へ通知する。

(2) 特定事業者は、従業員に避難を指示した場合は、その結果を市長に報告する。

(3) 市長は、警察官又は海上保安官等から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けた場合は、直ちにその旨を知事に報告する。

5 避難場所の周知

市長は、避難誘導計画のマップ化を図り、周辺住民に対しあらかじめ避難場所、避難経路、避難に際しての心得を周知する。

6 防災関係機関の措置

(1) 市

ア 住民に対する避難の勧告、指示及び誘導

イ 防災関係機関への協力要請

ウ 避難場所、避難経路等の事前周知

- エ 避難場所の開設及び機能等の維持、充実
- オ 避難状況の把握

(2) 県警察

- ア 避難の指示
- イ 避難誘導及び市に対する協力
- ウ 避難現場周辺の警備
- エ 避難経路の交通規制
- オ 市長に対する避難指示の通知

(3) 海上保安部

- ア 避難の指示
- イ 航行規制の措置
- ウ 市に対する協力
- エ 市長に対する避難指示の通知

(4) 輸送機関

車両による避難者の搬送

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、市長の実施する避難誘導に対し協力する。

7 特定事業者の措置

- (1) 従業員に対する避難の指示
- (2) 市長が実施する避難誘導及び搬送に対する協力
- (3) 市長に対する避難の指示の報告

第9節 応援要請計画

防災関係機関及び特定事業者は、特に必要があると認めるときは次により応援を要請し、災害の拡大防止に努めるものとする。

ただし、自衛隊派遣要請については第12節によるものとする。

1 要請者

- (1) 他の特別防災区域の特定事業者等に対する応援要請
災害発生特定事業者
- (2) 相互応援協定締結市町村に対する応援要請
災害発生市長
- (3) 消防庁長官及び都道府県に対する応援要請
知事
- (4) 国の地方行政機関（特定地方行政機関を除く。）、公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対する応援要請
知事又は災害発生市長

2 要請内容

応援要請は、次の事項を明らかにして、文書、口頭又は電話等により行う。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする資機材等の品名及び数量
- (3) 応援を必要とする職種別人員
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

3 本部長への報告

応援要請を行った市長及び特定事業者は、応援要請先及び要請の内容を速やかに本部長へ報告する。

第10節 住民等に対する広報計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、民心の安定を図るための広報活動が、的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

また、避難後の広報についても、安否状況、応急対策の実施状況等被災者のニーズに応じた迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

1 実施機関

広報活動の実施は、特定事業者、市、県警察、海上保安部及び防災本部が一体となって行う。

2 広報活動の分担

- (1) 特定事業者は、緊急の場合自らの判断において広報活動を実施するとともに、実施した広報内容等を市長に報告する。また、市長から広報活動の指示があった場合は、速やかに実施する。
- (2) 市長は、災害の発生を知ったとき又はそのおそれがある場合で、広報活動の必要を認める場合は速やかに実施するとともに、特定事業者に対し広報活動の実施を指示する。
- (3) 県警察は、災害現場において広報の必要を認めた場合は速やかに実施する。
- (4) 海上保安部は、海上において広報の必要を認めた場合は速やかに実施する。
- (5) 防災本部は、災害の規模及び拡大状況からみて災害が広範囲に及ぶと予想される場合は、報道機関の協力を得て広報活動を実施する。

3 広報活動の基本

- (1) 広報の内容は概ね次のとおりとする。また、これらの内容は状況の変化が無い場合でも、定期的に広報を行うこととする。
 - ア 災害発生の状況
 - イ 災害の拡大状況
 - ウ 周辺住民の措置
 - エ 避難の勧告及び指示並びに避難場所
 - オ 災害応急対策の実施状況
 - カ 住民の安全・安心に関する情報（危険地域の範囲、煙の影響、異臭の影響等）
 - キ その他必要な事項
- (2) 広報の方法
 - ア 特定事業者は、広報車、有線設備又は放送設備等（市同報無線設備を含む）により実施する。
 - イ 市長は、広報車、同報無線設備等により実施する。
 - ウ 県警察は、広報車、ハンドマイク等により実施する。
 - エ 防災本部は、報道機関に協力を求め、テレビ、ラジオ等を通じて実施する。

4 発災事業所の措置

- (1) 広報活動
- (2) 市長からの指示に基づく広報活動
- (3) 他の特定事業者に対する協力要請
- (4) 連絡要員の配置

5 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 広報活動
 - イ 特定事業者に対する広報活動の指示
 - ウ 同報無線設備の整備及び適正配置
- (2) 県警察
 - 現場広報活動
- (3) 防災本部
 - ア テレビ、ラジオ等による広域的な広報活動
 - イ 市等防災関係機関による広報活動の実施状況の把握
 - ウ 防災関係機関等相互の広報状況の連絡調整

6 報道機関への協力

防災関係機関及び特定事業者は、報道機関が行う取材活動に対しできる限り協力する。

第11節 交通規制対策計画

災害時において物資及び防災資機材等の緊急輸送並びに災害現場付近における人命の危険防止等を行うための交通規制が、的確かつ円滑に実施できるよう努めるものとする。

1 実施機関

県警察及び海上保安部

2 交通規制の目的

- (1) 避難経路の確保
- (2) 緊急通行車両及び船舶の通行路の確保
- (3) 災害現場付近の混雑緩和
- (4) 危険区域への立入禁止等
- (5) 海上交通安全の確保

3 交通規制の方法

(1) 避難経路の確保

市長の避難勧告及び指示に基づき住民が安全かつ円滑に避難できるように道路を確保し、一般車両等の通行を禁止又は制限する等の必要な措置を講じる。

なお、避難経路の確保については、災害状況に応じて適正な交通規制を実施する。

(2) 緊急通行車両の通行路の確保

災害応急対策用緊急輸送車両等が、安全かつ迅速に運行できるよう通行路の確保を行うとともに、一般車両の通行を禁止又は制限する等の措置を講じる。

なお、緊急輸送車両等の通行路の確保については、災害状況に応じて適正な交通規制を実施する。

(3) 災害現場付近の混雑緩和

災害によって生ずる幹線道路の障害の程度に応じ、必要な箇所に検問所を設置し、緊急通行車両の円滑な通行を図るほか、一般車両の迂回誘導等を行う。

(4) 警戒区域の設定

市長の要請に基づき警察官が警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域内への立ち入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去等の措置を講じる。

(5) 海上交通安全の確保

海上の交通安全を確保するため、海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

4 交通規制の広報

交通規制を実施した場合は、報道機関、日本道路情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域又は区間及び迂回路等を広報するほか、立て看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

5 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、県地域防災計画の定めを準用する。

第 1 2 節 自衛隊災害派遣要請計画

特別防災区域において災害が発生し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、災害応急対策上自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法（昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、自衛隊に対し以下により災害派遣を要請するものとする。

1 災害派遣要請の基準

- (1) 特別防災区域において災害が発生し、県民の生命及び財産を保護するための災害応急対策の実施が自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 特別防災区域において災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が発生(次項に規定する場合を含む。)したときは、災害派遣要求書(県地域防災計画添付資料参照)に次の事項を記入し、四日市地域防災総合事務所長を経由して知事(防災対策部消防・保安課)に提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に対し自衛隊の派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

※ 緊急時派遣要請要求先電話番号

消防・保安課	平日の昼間	059-224-2183
	平日の夜間及び土、日、祝日	059-224-2189

(2) 防災関係機関の派遣要請の要求

防災関係機関は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が発生したときは、市長に通報する。

(3) 知事の派遣要請

知事は、市長から派遣要請をうけ、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書（1通）を次の要請先へ提出する。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

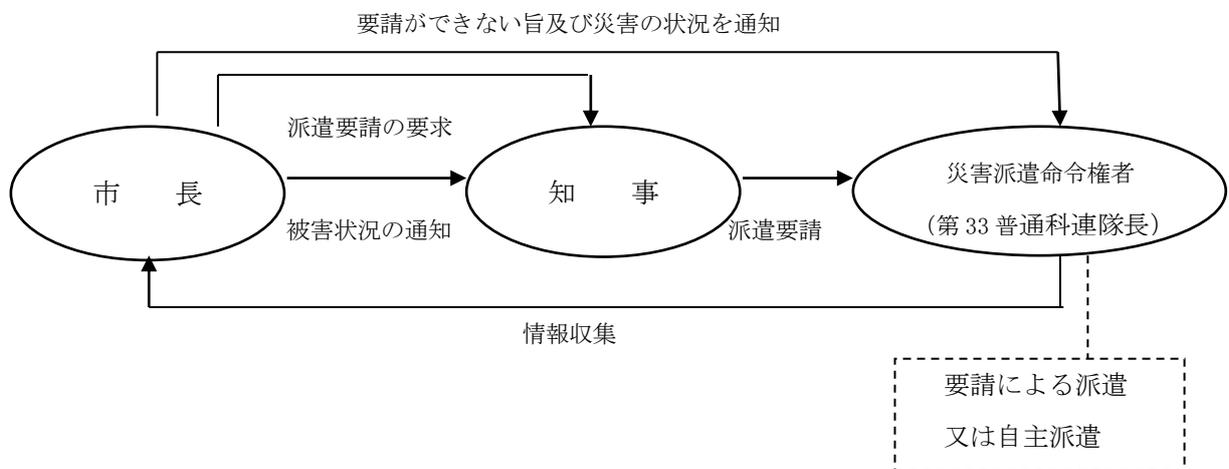
また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を連絡する。

※ 派遣要請先 陸上自衛隊第33普通科連隊長（窓口：第3科長）

電話番号 059-255-3133

防災行政無線 県庁から (8) 20-4010

市から 20-4010



災害派遣要請の手続きフロー

3 災害時の緊急派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、第33普通科連隊長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

(自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣)

この場合、市長は、第33普通科連隊長に直接災害の状況等を通知することができる。

(2) 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、要請の有無にかかわらず部隊等が派遣されることがある。

4 災害派遣時に実施する救援活動

派遣された部隊の救援活動は、災害の推移により異なるが、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、搬送）
- (3) 消防活動
- (4) 人命救出、捜索救助
- (5) 道路、水路の啓開
- (6) 応急医療、救護及び防疫
- (7) 人員及び救助物資、防災資機材の緊急輸送
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去等

5 派遣部隊の受入体制

(1) 知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市長にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市その他防災関係機関相互の連絡調整に当たる。

(2) 受入市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の整備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

6 連絡員の派遣

自衛隊は災害時、防災本部又は現地本部に連絡幹部を派遣、防災本部との調整・連絡にあたらせる。

7 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、知事は、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、第33普通科連隊長あてに災害派遣部隊の撤収要請（県地域防災計画添付資料参照）を行う。

8 その他

この節に定めのない事項については、県地域防災計画の定めを準用する。

第13節 大規模災害応急対策計画

大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の応急対策については、前節までに定める対策のほか、以下のとおりとする。

1 防災関係機関

本部長は現地本部を設置するとともに、県は応急対策のための必要な受援等について国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との調整を行う。

本部長又は市長は大規模災害が発生した又は発生するおそれがある特定事業所に対し現地連絡室の設置を指示する。

2 特定事業者

大規模災害が発生した又は発生するおそれがある特定事業者は、防災関係機関が参集するための現地連絡室を事業所内に設置するとともに、防災関係機関が実施する応急対策への協力等を行う。

